

金融商品取引業者に係る連結規制の導入等に伴う「取引参加者規程」等の一部改正について

平成23年 3月31日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、本年4月1日に金融商品取引法及びその関係法令が一部改正され、一定規模以上の第一種金融商品取引業者に対する連結ベースでの規制・監督等の導入が図られることから、「取引参加者規程」等において所要の整備を行うとともに、株主総会決議後に組織再編契約が解除される事例が発生していることを踏まえ、その場合の上場維持を可能とするため組織再編行為に係る上場廃止日を見直すこととするなど、その他所要の制度整備を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 特別金融商品取引業者等に関する制度整備

(1) 取引資格の取得審査

特別金融商品取引業者（改正法（本年4月1日に施行される金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成22年法律第32号）における金融商品取引法の規定をいう。以下同じ。）第57条の2第2項に規定する特別金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が取引資格の取得申請を行う際には、改正法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が適当な水準であることを、取引資格の取得審査に当たっての財務基盤に係る要件とします。

・取引資格の取得審査に関する規則

(2) 取引参加者の当取引所への報告事項

報告事項として、①特別金融商品取引業者である取引参加者、②取引参加者の親会社（改正法第57条の2第8項に規定する親会社をいう。）若しくは指定親会社（改正法第57条の12第3項に規定する指定親会社をいう。）又は③取引参加者の特定主要株主（改正法第32条第4項に規定する特定主要株主をいう。）が、当取引所の定める場合に該当することとなったときは、直ちにその内容を当取引所に報告することを追加します。

・取引参加者規程施行規則第14条

(3) 取引参加者に対する処置

特別金融商品取引業者である取引参加者については、改正法第57条の5第2項に規定する経営の健全性の状況が当取引所の定める水準を下回った場合、取引参加者規程第38条第2項に規定する処置（当取引所の市場における有価証券の売買等の停止又は制限等）の対象とします。

・取引参加者規程第38条第2項第3号等

2. その他

(1) 組織再編行為に係る上場廃止日の見直し

上場会社が合併などの組織再編行為を行い上場廃止となる場合の上場廃止日について、効力発生日の3日前（休業日を除外する。）の日を上場廃止日とすることとします。

・株券上場廃止基準の取扱い4

(2) 他の取引所からの要請に基づく会社情報に係る報告の新設

上場会社は、有価証券の売買等の公正の確保を図るため、他の取引所からの情報提供の要請を受けて当取引所が会社情報の発生から公表に至る経緯等について照会を行った場合は、直ちに照会事項について当取引所に報告するものとします。

・適時開示等規則第15条第4項第2号

(3) E T F の乖離率に係る開示の見直し

E T F の一口あたり純資産額と指標の終値の乖離率に係る日々開示について、それぞれの終値の乖離率を開示する方法から、終値の変動率の乖離率を開示する方法へと改めます。

・E T F 特例第9条第2項第1号c等

(4) その他

その他所要の改正を行います。

・適時開示等規則の取扱い10等

Ⅲ. 施行日

平成23年4月1日から施行します。

以 上